

第2章

民事執行法の総則

第1節 民事執行の概念

(趣旨)

第1条

強制執行、担保権の実行としての競売及び民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産の開示（以下「民事執行」と総称する。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

用語

強制執行

民事執行の一種で、債務者が債務を任意に履行しない場合に、国家が国家権力による強制を加えて、債務名義によって表示された請求権の実現を図る手続のこと。

担保権の実行としての競売

抵当権・質権または先取特権等の担保権に基づき、その目的財産を競売その他の方法によって強制的に換価し、被担保債権の満足を図る手続のこと。債務名義を必要とせず、任意競売と呼ばれる。

民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売

留置権による競売、共有物分割のための競売などのように、権利の実現という場合ではなく、民法・商法などの規定により財産を金銭化する必要がある場合に、担保権の実行としての競売の制度を利用するので、形式的競売と呼ばれる。

債務者の財産の開示

勝訴判決等を得た債権者が債務者の財産に関する情報を取得するための制度。

資料1

執行手続の種類・態様

現在の民事執行法が規定している民事執行法とは、債務名義に基づく**強制執行、担保権の実行としての競売（担保執行）**および**換価のための競売（形式的競売）**ならびに**債務者の財産の開示**の4つです（1条）。これらの4種類の手続を総称して**民事執行**といいますが、条文上中心となっているのは強制執行です。また、同一の法律で規律されていますが、強制執行と担保権の実行としての競売とは、手続開始の要件や不服申立ての方法等において相当異なっていま

す（次ページ《図2》参照）。

民事執行が、強制執行・担保権の実行としての競売など、実体法上の請求権の満足を図る場合、その請求権が金銭の支払を目的とする強制執行を**金銭執行**といい、金銭の支払を目的としない請求権を実現する強制執行を**非金銭執行**といいます。

金銭執行と非金銭執行とでは、手続が異なります。それは、金銭執行は、財産の差押え（処分禁止）、換価、債権者等の満足（配当）という手続が必要ですが、これに対し

て非金銭執行は、それらの手続は不要であるからです。

金銭執行はさらに何を対象として執行を行うかによって、民事執行法上、**不動産執行、船舶執行、航空機・自動車・建設機械・小型船舶執行、動産執行、債権その他の財産権に対する執行**に区別されます《図2》。このような区別は、執行の対象物の性質に応じて合理的な手続をとるよう考慮されています。

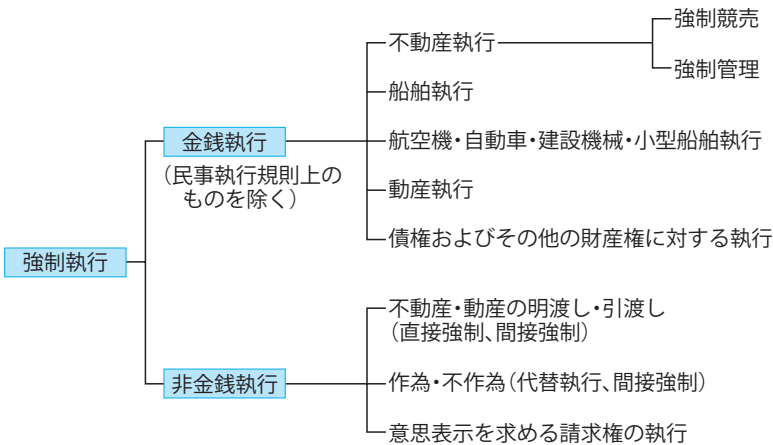
基本的には民法上の財産の分類に対応していますが、異なる点もあります。たとえば、裏書譲渡の可能な有価証券は、動産執行の対象となります。また、民法上は動産である、船舶、航空機、自動車、建設機械、

小型船舶には登記または登録制度があるため、動産執行の手続によらず、むしろ不動産執行に近似の特別な執行手続によります。

さらに不動産執行には、不動産を競売で売ってその売却代金から支払にあてる**強制競売**と、不動産を競売で売らずに不動産から得られる天然果実や賃料等の法定果実（民88条）から金銭債権を回収する**強制管理**とがあります。

そして、非金銭執行では、実現すべき請求権の内容によって手続が異なります。不動産の引渡し・明渡し、動産の引渡し、代替的作為、非代替的作為、不作為、意思表示を求める請求権の執行という種類があります。

《図2》 執行手続の種類・態様



資料2 民事執行の構造

民事執行も国家（執行機関）の営む民事の手続ですから、手続の主体として当事者が存在します。民事執行において、当事者は、債権者（または申立人）あるいは債務者と呼ばれます。つまり、民事執行法上では、執行を求める者を**債権者**または執行債

権者、執行を受ける者を**債務者**または執行債務者といい、私法上の名称とは違った意味でも用いられます（請求異議の訴え（35条）を提起する原告は、私法上の債務者となる等）。

民事執行は、私人の権利（請求権）を終

局的に実現するための手続なので、債権者の利益が保護されながら、できる限り簡易・迅速に執行手続が行われる必要があります。このことは執行手続の基本構造に反映しています。つまり、執行手続を担当する国家機関（**執行機関**）を判決手続機関から分離させることによって、この執行機関は、執行すべき請求権の存在を示す**債務名義**（22条）やその他の文書の存在を手掛かりとした形式的な審査をすることだけにとどめ、請求権を現実を実現するための行為に専念します。

そして、事実的な強制力を行使する場面においては、裁判官以外のそれにふさわしい職員（**執行官**）に手続を担当させること

により機動性を確保する仕組みとなっています。この結果、執行手続も二当事者対立構造をとることとなりますが、債権者の申立てや資料の提出によって手続は進行しますので、債権者がその手続での主要な役割を果たします。

他方においては、債務者その他の者の利益にも配慮する必要があります。そこで、差押禁止財産によって債務者の財産のうち生計を立てるのに必要最小限のものを執行の対象外とする範囲を設けています。また、不当な執行を阻止するための措置として請求異議の訴え（35条）あるいは第三者異議の訴え（38条）を設けています。

第2節 執行機関

〔執行機関〕

第2条

民事執行は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。

〔執行裁判所〕

第3条

裁判所が行う民事執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行うべき裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関してはその執行官の所属する地方裁判所をもつて執行裁判所とする。

〔任意的口頭弁論〕

第4条

執行裁判所のする裁判は、口頭弁論を経ないことができる。

〔審尋〕

第5条

執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他参考人を審尋することができる。

〔執行官等の職務の執行の確保〕

第6条

①執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。ただし、第64条の2第5

項（第188条において準用する場合を含む。）の規定に基づく職務の執行については、この限りでない。

- ②執行官以外の者で執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行うものは、職務の執行に際し抵抗を受けるときは、執行官に対し、援助を求めることができる。

〔立会人〕

第7条

執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行う者（以下「執行官等」という。）は、人の住居に立ち入って職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに出会わないときは、市町村の職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち合わせなければならない。執行官が前条第1項の規定により威力を用い、又は警察上の援助を受けるときも、同様とする。

〔休日又は夜間の執行〕

第8条

- ①執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後7時から翌日の午前7時までの間に人の住居に立ち入って職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。
- ②執行官等は、職務の執行に当たり、前項の規定により許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない。

〔身分証明書等の携帯〕

第9条

執行官等は、職務を執行する場合には、その身分又は資格を証する文書を携帯し、利害関係を有する者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

用語

執行裁判所

民事執行法の規定により執行処分の実施その他の執行手続への関与を職分とする裁判所で、通常は地方裁判所の単独制裁判所が執行裁判所となる。

執行処分

執行機関（執行裁判所または執行官）が執行手続においてする行為のこと。

執行官

官署としての地方裁判所に置かれ、裁判の執行、裁判所の発する文書の送達、その他の事務、動産の執行を担当する公務員。

任意的口頭弁論

必要的口頭弁論（民訴87条1項）に対し、口頭弁論を開くかどうかを裁判所の裁量で任意に決定する場合の口頭弁論のこと。

審尋

口頭弁論が開かれない場合などに、利害関係人に陳述の機会を与えること。

資料1 執行機関

執行手続を効率よく迅速に進めるため、「判決手続と執行手続との分離」という原則に則り、執行手続を担当する国家機関は、判決手続を担当する機関から分離されています。執行を担当する機関のことを**執行機関**といい、これには**執行裁判所**と**執行官**の2つがあります。

執行裁判所が担当するか、執行官が担当するかは、権利関係の複雑さや機動性等、執行の種類ごとの性質等が考慮されます。不動産執行、船舶などの準不動産執行、債権執行等および権利関係の判断を中心とした複雑な法律判断を含む種類の執行については執行裁判所が、動産執行、物の引渡しなどの事実的要素の多い行為・実力行使にわたる行為を中心とした処分に適する種類の執行については執行官が手続を担当します。

執行官は、各地方裁判所に置かれ、裁判の執行、裁判所の発する文書の送達等の事務を担当する独立の単独性の司法機関です。機関としての執行官を構成するのは、各地方裁判所によって任命され、その監督に服する同名の国家公務員です。そこでの執行裁判所と執行官はともに独立した機関で、支配関係にあるわけではありません。

ただし、執行裁判所と執行官との間には、協力関係ないし監督関係もありますので、1つの種類の執行が1つの執行機関のみで進められるとは限りません。

たとえば、執行裁判所が担当する不動産執行の中の強制競売においても、執行裁判所は、不動産の現況について執行官に調査を命じることになっています（57条）。また、執行官が担当する動産執行や不動産の引渡執行においても、休日や夜間の執行であれば、執行裁判所の許可が必要です（8条）、執行官の行った執行処分が適法かどうかは、執行異議という不服申立てに基づいて、執行裁判所が判断します（11条）。

どの裁判所あるいは執行官が、具体的な事件で執行機関になるか、つまり執行機関の土地管轄は、民事執行法の各規定に従って決定されます。たとえば、不動産執行ではその所在地を管轄する地方裁判所（44条）が、債権執行では原則として債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（144条1項）が執行裁判所になります。なお、執行官は、原則として所属する地方裁判所の管轄内の事件につき職務を行います（執官4条）。

資料2 執行裁判所

民事執行法上、執行裁判所には、①裁判所が行う民事執行に関して民事執行法の規定により執行処分を行うべき裁判所の意味と、②執行官が行う執行処分に関する執行異議などを担当し、執行官の職務に協力および監督する裁判所を意味する2つの意味があります。原則として、地方裁判所が単

独裁判官の構成をもって執行裁判所となりますが（裁25条・26条1項）、簡易裁判所・家庭裁判所・高等裁判所がなることもあります（171条2項、33条2項）。新たに設けられた**少額訴訟債権執行手続**では、差押処分等を行う裁判所書記官所属の簡易裁判所が執行裁判所となります（167条の3）。